

福島県弁護士会平成20年（人権）第29号

平成23年 6月23日

福島刑務所

所長 佐藤 洋 殿

福島県弁護士会

会長 菅野 昭 弘

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本田 哲 夫

勸告書

当会は、申立人●●●●氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勸告いたします。

記

第1 勸告の趣旨

申立人について〇〇〇〇病院への定期的通院の必要性があるにもかかわらず、貴所において申立人を定期的に通院させなかったことは、申立人の適切な医療上の措置を受ける権利を侵害するものである。

よって、当会は貴所に対し、被収容者について外部での診察を受けさせる場合には、立会職員において医師の助言を適切に記録するなどして、同種事件の再発を防止するよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 申立の趣旨

心臓手術後も申立人は2か月に1度は外部の病院での診察を受ける必要があると病院から言われているにもかかわらず、貴所が申立人を病院に連れて行かないのは人権侵害にあたる。

2 調査経過及び申立人の経歴

(1) 調査経過

平成20年 8月 4日 日本弁護士連合会で申立受理
平成20年10月27日 当会において移送受諾
平成20年12月11日 申立人からの書簡を受理（入院をするので退院後に当会人権擁護委員会に再度連絡をするとの内容）
平成21年 6月 2日 申立人宛意見照会
平成21年 6月11日 申立人からの回答書受理
平成21年 7月27日 申立人宛照会書送付
平成21年 8月 6日 申立人からの回答書受理
平成21年 9月14日 担当委員において申立人と面会
平成21年10月19日 貴所及び〇〇〇〇病院に照会書送付
平成21年11月12日 〇〇〇〇病院からの回答書受理
平成21年11月17日 貴所からの回答書受理
平成21年12月11日 申立人からの申立を受理
平成21年12月21日 貴所へ照会書送付
平成22年 2月 1日 貴所から回答書受理
平成22年 3月15日 申立人からの申立を受理
平成22年 3月30日 申立人及び貴所へ照会書送付
平成22年 4月15日 申立人から回答書受理
平成22年 6月11日 申立人からの申立を受理
平成22年 7月26日 貴所からの回答書受理
平成22年 8月23日 申立人へ照会書送付
平成22年 9月 6日 申立人から回答書及び書簡を受理
平成22年10月21日 貴所へ照会書送付
平成22年11月24日 貴所から回答書受理

(2) 申立人の経歴

申立人は、昭和15年1月15日生まれの男性である。

3 申立人の申立内容

申立人は平成△△年△月△日に貴所に入所した。

申立人は心臓弁膜症であり、平成20年4月4日、〇〇〇〇病院において診察を受けたところ、投薬及び塗り薬の貼付による治療を受けた。

同年6月に入り申立人の心臓の状態が悪化し、同年7月8日、再度〇〇〇〇病

院で診察を受けたところ、申立人は担当医師から「すぐにでも手術をしなければ非常に危険です」と言われた。

申立人は、平成20年11月11日に〇〇〇〇病院に手術準備のために入院し、同月22日に退院、同年12月10日に再入院し、同月17日に8時間30分に及ぶ心臓の手術を受け、同月30日に退院した。

〇〇〇〇病院の医師からは手術後も1か月に1度は検査が必要であるとの説明を受け、平成21年1月から3月までは月に1度〇〇〇〇病院で心電図検査などの検査を受けた。検査の際には、貴所の職員が付き添った。

申立人、〇〇〇〇病院の医師、付添の貴所職員で話し合った結果、平成21年4月以降は、2か月に1度〇〇〇〇病院で診察、検査を受けることとなり、平成21年5月24日、申立人は診察、検査を受けた。

その際、申立人は次回の診察、検査日は同年7月14日であると聞いたが、同年7月14日になっても貴所は申立人を病院に連れて行かず、貴所に事情を尋ねても答えてもらえない。

申立人は、同年7月14日以降貴所で診察、検査を受けたことはなく、そもそも貴所では十分な検査機械が備え付けられていない。

〇〇〇〇病院から処方されていた利尿薬が無くなり、同じ薬は貴所で処方されないことから、現在足がむくんでいる。

以上のような貴所の対応は人権侵害である。

4 当会からの調査依頼に対する貴所の回答及び〇〇〇〇病院からの回答

平成22年2月1日付貴所作成の回答書において、貴所は「本人の診療録には、平成21年5月19日、〇〇〇〇病院心臓外科に赴き、専門医師による診察を実施し、『シゴジン』（ママ、正確には『ジゴシン』と思われる）、『ラシックス』…を90日分処方された旨記載しておりますが、次回の診察予定については記載がありません。これは、医師から次回の診察予定について、診察時に指示があったもののこれを失念して記載せず、結果として経過観察することとなったため、本人からの申出があった後の同10月20日までの間、同病院にて再受診させなかったものです。」と説明している。

また、平成21年11月5日付〇〇〇〇病院心臓血管外科医師▲▲▲▲作成の回答書により、

- ① 平成20年12月17日に申立人に対し僧房弁置換術を実施した。
- ② 心臓弁膜症の手術を受けた患者については退院後数か月間は状態が安定

していることを確認できるまで、1か月に1度程度の外来通院が必要であることを退院患者に話している。一般的には状態が安定していても定期的な(1～2か月に1度程度)外来通院は必要である。

③ 申立人については上記①の手術をしており、薬を服用している限りは定期的な(少なくとも2～3か月に1度)診察が必要と思われる。

との回答を得ている。

5 当会の判断

(1) 被収容者処遇法上の規定

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「被収容者処遇法」と言う)の56条には「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と定められている。

これは、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずることが刑事施設の責務であることを明らかにしたものである。

また、被収容者処遇法62条には、

「刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。以下同じ。)を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

3 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得な

いときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。」

と規定されている。

上記条項は被収容者処遇法56条に基づく刑事施設の責務の一つとして、規定されたものと言える。

(2) 国連被拘禁者人権原則上の規定

1988年12月9日の国際連合第43回総会において、あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則（国連被拘禁者人権原則）が採択されたところ、その第24原則として「拘禁された者又は受刑者に対しては、その者が拘束施設に収容された後できるだけ早期に、適切な医学的検査がなされなければならない。その後、必要な場合何時でも、医学的治療とケアが提供されなければならない。この治療とケアは、無料で提供される。」、同じく第26原則として「拘禁された者又は受刑者が医学的検査を受けた事実、医師の氏名及び検査の結果は、正しく記録されなければならない。これらの記録へのアクセスは、保障される。そのための手続は、各国法の関連法規に従う。」と規定されている。

(3) 本件申立人のケースについて

申立人は、平成20年12月17日に、〇〇〇〇病院において僧房弁置換術の手術を受けているところ、これは被収容者処遇法62条3項に基づく措置と考えられる。

申立人が受けた手術の重大性及び〇〇〇〇病院心臓外科医師においても僧房弁置換術の手術を受けた患者については一般的に2、3か月に1度通院をすべきとの回答を得ていることからすれば、申立人が本件手術を受けた後も、被収容者処遇法56条に基づき、貴所は申立人に対し、定期的、具体的には少なくとも2、3か月に1度は通院させる責務を負っていたと言うべきである。

しかるに、貴所は、平成21年5月19日の通院の際、次の診察日の指示があったにもかかわらず、これを診療録に記載することを失念し、〇〇〇〇病院の医師の指示があった日あるいはその近辺において申立人を通院させることができなかつたものである。

貴所は、平成21年10月20日に至り、申立人を〇〇〇〇病院に通院させているところ、前回の診察からは5か月が経過していた。

しかも、申立人は平成21年7月14日には、貴所の工場担当職員に対し「な

ぜ病院に連れて行かないのか」と申し出ているというのであり、従前の経過と併せ考えると、貴所が〇〇〇〇病院に照会して、申立人の通院の必要性の有無を確認することが十分可能な状況であったにもかかわらず、貴所は当該確認をおこなっていない。

また、申立人は平成21年7月に診察を受けることができなかったことにより、利尿薬が切れ、その後足がむくむ、排尿が困難であるといった症状を発症しており、申立人に発生した結果は軽視できるものではない。

(4) 結論

以上からすれば、貴所が平成21年10月20日に至って、事後的に申立人を通院させたとしても、本件において申立人を通院させなかったという貴所の対応は、被収容者において適切な医療を受ける権利を侵害するものであり、被収容者処遇法56条に反するとともに、国連被拘禁者人権原則第24原則及び第26原則の趣旨にも反するものと認められる。

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上